



住民主体の移動支援を 考えるセミナー開催しました

令和7年8月7日(木)13:30～ 亀岡市社協 世代間交流室

第1弾 「道路運送法について学ぼう」 「市の補助制度について」



<講師>

近畿運輸局京都運輸支局 中垣 吉雄さん

亀岡市桂川・道路交通課 門下 研也さん

<参加者> 30名

活発な質問が
出されました。



学び

- 公共ライドシェアには「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送運送」の2種類があること。市は、公共ライドシェアの検討を進めようとしている。
- 交通空白地等で住民主体の移動支援事業をする際には、市の補助制度があること。
- 住民主体の移動支援事業は、国交省に登録許可が不要であるが、「ガイドライン」が定められていること。①利用者から「運送の対価」として直接ドライバーにお金が渡るのでなければ、団体からドライバーに手当が支給されても違法でない。②利用者から実費(ガソリン代、車両維持費等、保険料)をもらうのも違法ではない。

質疑応答

Q:「登録許可不要モデル／生活支援モデル」について

30分500円で生活支援を行う事業のメニューの一つとして、家事援助や草引き作業などと並んで「買い物に連れていく」を行う場合、同じように利用料をもらっても違法ではないか？⇒違法ではない。いろいろなサービスの中の一つであれば良い。

Q:運転ボランティアの資格要件などはあるか？

普通免許を交付される限りできるとしか言えない。年齢制限などは各団体で決めればよい。

Q:無料で運行し利用者から謝礼をもらう場合、一定の基準額を決めて良いか？

額を提示すると違法になる。謝礼はあくまでも「任意」でないといけない。

(福)亀岡市社会福祉協議会 地域支援課 地域福祉係

mail:tiikifukusi@fukukame-net.or.jp

亀岡市余部町樋又61-1 ふれあいプラザ内 TEL:0771-23-6711 / FAX:0771-24-0350

第2弾「現地見学会」

●8/7 旭サポートカー（利用者39名、運転ボランティア18名）



運転ボランティアの方の声

- ・「ありがとう」と言われたときが一番嬉しい。運転ボランティアをやっていてよかった。
- ・介助が必要な方など、新たな課題が出ていて対応を検討している...

事業を始めたきっかけ

「このままではアカン・・・」

近所の方が、車に乗ったまま道にいる人と話している際に、ブレーキをかけ忘れていた高齢者がいたり、近所の方が「ここ数日誰とも話してない」と話していたこと



●8/27 畑野町移送サービス事業（利用者101名、運転ボランティア19名）

事業を始めたきっかけ

家族が亡くなって、透析のために病院までの送迎が必要な方がおられ、急いで事業を始めた。

高齢者が800人を超え自治会として危機感を持った。



運転ボランティアの方の声

- ・ひきこもりがちな利用者を何回か送迎し、話すうちに明るくなってこられ、今では冗談を言えるような関係性ができた。
- ・他の区のことを地域を知ることが出来た。
- ・利用者を無事に送り届けることができたということが達成感となっている。会話をするだけで、利用者が明るくなっていかれることが嬉しい。

住民主体の移動支援事業を検討される際には、ご相談ください。